

令和2年3月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和2年3月総会議事録

1 日 時 令和2年3月13日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権9件・農地中間管理事業に係る利用権12件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (3件)

2 農業用施設設置届受理報告 (1件)

3 土地造成届出受理報告 (1件)

4 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）(7件)

5 農地法第5条の規定による許可の取消について (1件)

6 その他

・次回総会 4月14日（火） 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 4月 6日（月） 予定

・長門市農業委員会 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について
(募集期間延長 2月3日から3月31日まで)

4 出席委員（17人：議席順）

1番 元永 博次

2番 林 一志

3番 大田 寛治

5番 大汐 光晴

7番 大田 裕美

8番 木村 正雄

9番 安村 清美

10番 大野 耕作

11番 末永 恵子

12番 藤川 久志

13番 中野千恵子

14番 藤田 保明

15番 山近 洋祐

16番 福光 達男

17番 野中 保志

18番 松田 昭洋（会長職務代理者）

19番 脇坂 泰行（会長）

5 欠席委員（1人）

6番 松田 晴久

6 関係人

農林課一市一農場推進室 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長	光井 修
事務局長補佐	梅本 武利
書 記	坂倉 幸三

8 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和2年3月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案2件、報告事項5件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。 引き続き、2月の総会以降に出席をした行事等について、簡単に御報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和2年3月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は18名、本日の出席委員は17名、欠席委員は1名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 5番、大汐委員、12番、藤川委員よりお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 1番から順次審議をいたします。事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	説明に入ります前に1つ補足をいたします。 本日の議案第1号番号1の太陽光発電設備設置に伴う申請ですが、これは、11月の定例総会の議案第2号番号3でお諮りし、既に許可済となっている案件と同じ内容となっております。 先方より、申請者を間違えて申請したので、申請をしなおしたいとの申し出がありましたので、報告事項5にありますとおり許可を取り消し、改めて申請された案件となっております。 それと、資料の差し替えについてですが、報告事項1の土地現況証明報告に1件追加がありましたので、御手元に新しい資料をお配りしております。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは議案の説明に入ります。1ページを御覧ください。 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

議 長

当地区の担当は私でございますので、簡単に補足いたします。

今、事務局から説明がありましたように、現状は変わっておりませんので、別段、支障はないというふうに考えております。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

2 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 2 です。

土地の所在、大字油谷伊上字東北田、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 106 m²。ほか 1 筆、全体面積は 2,014 m²。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、福岡県筑紫野市二日市北▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●さん。

譲渡人は、油谷伊上▲▲▲番地、●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 264 枚、パネル設置面積 504.24 m²、発電出力 49.5 k w の太陽光発電設備です。理由としまして、譲受人が、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用して、太陽光発電事業を行うもの。譲渡人は、休耕地となっており、耕作及び管理も困難となり思案している時に、あっせん者の提案があり応じることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページを御覧ください。J R 山陰本線伊上駅から東へ約 1.6 k m に位置する農地です。

また、7 ページには公図、8 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の融資証明の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請済です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路以外の河川又は水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 18 番、松田委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

18 番

18 番の松田でございます。

3 月 6 日に、脇坂会長、事務局、塩瀬推進委員とで現地を調査いたしました。

ただ今、説明がありましたように、位置図の 6 ページを見ていただきましたら分かりますように、北側の油谷湾に浅井川が流れております。そして、東から西に J R 山陰本線が走っており、その浅井川と水路と山陰本線に囲まれたほ場でございまして、現在は放置されているという状況になっております。

なお、位置図で浅井川を挟みまして、当該地の右側には●●●●さんのほ場を 3 ヶ所ほど、既に太陽光発電の設備が設置されている状況でございます。

以上の状況から、今回の申請は問題ないと思いますので、慎重審議の程を、よろしく申し上げます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長	質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	2 ページを御覧ください。 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。 令和 2 年 3 月 13 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。 4 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。 まず、従来からの利用権設定です。 賃貸借ですが、長門地区が、2 件 3 筆の 3,765 m²。日置地区が、2 件 6 筆の 11,803 m²。計が、4 件 9 筆の 15,568 m²。 使用貸借は、三隅地区が、1 件 2 筆の 2,449 m²。長門地区が、2 件 2 筆の 1,860 m²。油谷地区が、2 件 3 筆の 5,130 m²。計が、5 件 7 筆の 9,439 m²。 合計しますと、三隅地区が、1 件 2 筆の 2,449 m²。長門地区が、4 件 5 筆の 5,625 m²。日置地区が、2 件 6 筆の 11,803 m²。油谷地区が、2 件 3 筆の 5,130 m²。 全体で、9 件 16 筆の 25,007 m²となります。 詳細につきましては、3 ページを御覧ください。 次に、4 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。 賃貸借ですが、三隅地区が、2 件 3 筆の 2,439 m²。日置地区が、3 件 6 筆の 9,170 m²。油谷地区が、5 件 11 筆の 12,453 m²。計が、10 件 20 筆の 24,062 m²。 使用貸借は、油谷地区のみで、2 件 5 筆の 9,338 m²。 合計しますと三隅地区が、2 件 3 筆の 2,439 m²。日置地区が、3 件 6 筆の 9,170 m²。油谷地区が、7 件 16 筆の 21,791 m²。 全体で、12 件 25 筆の 33,400 m²の設定面積となります。 詳細につきましては、5 ページから 6 ページを御覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明があれば、農林課一市一農場推進室栗畑主査からお願いいたします。

農林課
一市一農場
推進室主査

一市一農場の栗畑です。
特に、補足説明はありません。
御承認の方を、よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。
本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可されることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。報告事項 1、お願いいたします。

事務局長

7 ページを御覧ください。

報告事項 1、土地現況証明報告でございます。

番号 1 です。

現地は、道路となっており、令和 2 年 3 月 6 日に会長、大野委員、宮本推進委員、事務局とで確認し、非農地として証明をしております。

続きまして、番号 2 です。

現地は、原野となっており、令和 2 年 3 月 6 日に会長、大田委員、松永推進委員、事務局とで確認し、非農地として証明をしております。

本日、追加ということで、番号3です。

現地は、雑種地となっており、令和2年3月6日に会長、松田委員、事務局とで確認し、非農地として証明をしております。

報告事項1は、以上です。

議長 報告事項1、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長 続きまして、報告事項2、お願いします。

事務局長 8ページを御覧ください。

報告事項2、農業用施設設置届受理報告でございます。

番号1です。

新たに農道を設置したいというもので、工期は令和2年3月9日から令和2年3月31日までの予定となっており、令和2年3月2日に受理しております。

報告事項2は、以上でございます。

議長 報告事項2、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長 続きまして、報告事項3、お願いします。

事務局長 9ページを御覧ください。

報告事項3、土地造成届出受理報告でございます。

番号1です。

内容としましては、田のまちなおしを行い、農地の大区画化により作業効率を図りたいということでございます。

令和2年2月3日に受理通知しております。

報告事項3は、以上でございます。

議長 報告事項3、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長 続きまして、報告事項4、お願いします。

	10 ページを御覧ください。 報告事項 4、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。 番号 1 です。 令和 2 年 2 月 12 日に合意解約をしております。 ほか 6 件の合意解約です。 報告事項 4 は、以上でございます。
議 長	報告事項 4、よろしいですか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 5、お願いします。
事務局長	11 ページを御覧ください。 報告事項 5、農地法第 5 条の規定による許可の取消しについてでございます。 先程、説明がありましたが、11 月の総会でお諮りした案件で、令和元年 12 月 3 日、指令長農業委第▲▲-▲-▲▲号で許可したものです。 先程説明をしましたとおり、申請者を間違えて申請したため許可を取り消し、改めて申請したいという申し出がありましたので、令和 2 年 2 月 13 日に許可取消申請書を受理しております。 報告事項 5 は、以上でございます。
議 長	報告事項 5、よろしいですか。 (質問、意見なし)
議 長	以上で、報告事項を終わります。 続きまして、連絡事項などがありましたらお願いします。
事務局長	連絡事項でございます。 今年度の定例総会は本日で終わりでございますが、来年度、4 月の定例総会ですが、4 月 14 日、火曜日、午前 9 時 30 分より、この会場で開催いたします。 なお、現地調査につきましては 4 月 6 日、月曜日を予定しております。 該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、御案内いたしますので、御立会をよろしくお願いいたします。

また、来年度の総会開催日の予定を配布しておりますので、御確認をしていただきたいと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

主 査

もう 1 点ですが、農業委員さん、農地最適化推進委員さんの募集期間の締め切りを 3 月 31 日まで延長いたしました。

応募のまだな地区の委員さんにおかれましては御調整、御協力の方をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

以上で、事務局が予定した議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れ様でございました。

終了時間 午前 10 時 03 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年3月13日

長門市農業委員会会長

脇坂泰行



議事録署名委員

大汐光晴



議事録署名委員

藤川久志

